

令和6年度 こどもホームステイ事業実施要領

1 目的

年末年始の間、家庭で生活することが難しい児童養護施設(以下「施設」という。)の入所児童を、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町及び佐用町(以下「市町」という。)に居住するホストファミリー宅へ委託し、温かい雰囲気の中家庭生活を体験するなど、ホストファミリーとのふれあいを通じ、児童の健全育成を図る。

2 主催

こどもホームステイ事業協議会(以下「協議会」という。)が主催する。
協議会の構成機関は、アメニティホーム光都学園、さくらこども学園、アメニティホーム広畑学園、児童ホーム東光園、パルコミュニティハウス信和学園、二葉園、泉心学園とする。

3 協力機関

市町、兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所、兵庫県姫路こども家庭センター

4 事務局

こどもホームステイ事業協議会 アメニティホーム光都学園内
(龍野健康福祉事務所 生活福祉課内)

5 対象児童

協議会構成機関の施設入所児童とし、新規委託の場合は、原則2～12歳(小6まで)の児童とする。ただし、継続委託の必要が認められる場合は、15歳まで委託可能とする。

6 ホストファミリーの要件

- ・事業の目的を理解し、児童福祉に深い理解を有し、心身が健全なご家族で、子どもの養育に熱意と愛情を有する方
- ・ホストファミリー研修を受講された方
- ・受託に関し、家族全員の同意が得られている方

7 実施期間

令和6年12月27日(金)から令和7年1月6日(月)までの11日間の間、受け入れ可能な日数とする。

8 ホストファミリーの研修

(1) ホストファミリー説明会及び施設見学会(随時)

ホストファミリーを希望する方、ホームステイ事業に興味のある方、社会的養護に関心のある方を対象に、説明会及び施設見学会を実施する。見学会では施設の見学に合わせて、社会的養護の現状などを説明する。

(2) ホストファミリー研修会(12月15日)

ホストファミリーを実際に希望する方を対象に、研修会を実施する。ホストファミリーの意義、児童の特性、関わり方などを説明する。

(3) 施設職員との情報交換会(12月15日)

マッチング終了後、実際に受託するホストファミリーと児童を養育する施設職員とが委託児について情報交換をする。

9 ホストファミリーの募集から委託決定までの流れ

- (1) 事務局及び児童養護施設は、調整会議を開催し、参加児童名簿およびホストファミリー名簿をもとに、組み合わせを行う。
- (2) 事務局は組み合わせ決定後、協議会と協力機関の担当者と構成する「担当者会議」を開催し、担当者会議の意見を参考に、ホストファミリーへの委託は参加児童が入所する施設の長が決定する。
- (3) 組み合わせが決定した参加児童が入所する施設は、担当者会議開催後 1 週間以内に、ホストファミリー宛「決定通知書」を交付する。決定通知書には、児童の氏名・年齢・性別・特徴、および事故が発生した場合等の緊急連絡先やホストファミリーの責任範囲(原則として責任を問わない)等を記載する。合わせて情報交換会開催の案内を送付する。

10 委託方法

施設は、ホストファミリーと協議し、委託する児童をホストファミリーに引き渡す。なお、委託式を行う場合は、市町に協力を得る。また、施設は市町に対して、児童の引き渡しについての報告を行う。

11 委託期間中の傷病の処置

児童受託中の傷病等については、ホストファミリーは施設に連絡を取り、施設の指示により必要な処置を行う。医療機関受診が必要な場合は、施設が対応する。施設の指示でホストファミリーに受診してもらう場合は、児童が施設から持参している受診券(児)のコピーを持って医療機関を受診する。

12 事故等への対応

児童に事故等が生じた場合には、その児童の入所する施設が責任を持って解決を図るとともに、児童を措置したことも家庭センター等の関係機関に連絡する。

13 経費負担

各施設は、ホストファミリーに食事等の費用として児童一人につき1日1,500円を支払うとともに、ホストファミリーにかかるボランティア活動災害共済及び児童にかかる行事用保険料を負担する。

なお、保険加入手続きは各施設が行う。

14 解除方法

施設は、ホストファミリーと協議し、ホストファミリーから児童の引き渡しを受ける。なお、解除式を行う場合は、市町に協力を得る。また、施設は市町に対して、児童の引き渡しについての報告を行う。

15 表彰

龍野健康福祉事務所は、優良なホストファミリーに対し、のじぎく賞、こうのとり賞、ひょうご県民ボランティア活動賞の推薦を行い、表彰を行う。